

身延町 耐震改修促進計画



令和8年3月(改定)
身延町

目 次

序章	1
1. 計画改定の背景と目的	1
2. 本計画の位置づけと他の計画との関係	1
3. 計画の期間	1
第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標	2
1. 想定される地震の規模・被害等の状況	2
2. 耐震化の現状	5
3. 耐震改修等の目標設定	9
4. 町有建築物の耐震化の現状	9
第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策	10
1. 耐震化に係る基本的な取り組み方針	10
2. 耐震化の促進を図るための支援策	11
3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	11
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	12
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路	13
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	14
1. 相談体制の整備及び情報提供の充実	14
2. パンフレットの作成・配布や講習会の開催	14
3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導	14
4. 自治会等との連携に関する事項	14
5. 県、市町村、建築関係団体による連携	15
6. 税制の周知・普及	15
第4章 耐震改修を促進するための指導や命令等	16
1. 法による指導等の実施	16
第5章 その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項	16
1. 町内での耐震化促進体制の整備	16

序章

1. 計画改定の背景と目的

身延町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進することにより、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として平成 20 年 3 月に策定しました。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしたことから、平成 25 年 11 月の法改正に併せて、国の基本方針が改定されたことを踏まえ、平成 28 年 3 月に計画を見直しました。

その後、平成 28 年 4 月の熊本地震をはじめ大規模地震が相次ぎ、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを受け、令和 2 年 2 月にブロック塀等の転倒防止対策の方針を追加しました。

また、令和 3 年 3 月に計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に推進してきました。

近年においては、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が切迫しているとされ、甚大な被害が予測されるなかで、更なる耐震化の促進が必要となります。これを踏まえ、これまでの耐震化率の達成状況や取り組みを検証し、耐震化率の目標設定など、見直しを図るとともに計画期間を 10 年間延長することとしました。

■経緯

平成 20 年 3 月：平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年計画を策定

平成 28 年 3 月：計画を見直し、5 年延長の計画として改定

令和 2 年 2 月：ブロック塀等の転倒防止対策の方針を追加するため改定

令和 3 年 3 月：計画を見直し、5 年延長の計画として改定

令和 8 年 3 月：計画を見直し、10 年延長の計画として改定

2. 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定したものです。

また、身延町強靱化計画、身延町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3. 計画の期間

本計画を 10 年間延長し、令和 8 年度から令和 17 年度までとします。

また、社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じ、計画の改定を行います。

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）によると、本町で想定される人的被害は下表のとおりです。

表1-2 想定される地震による人的被害想定（単位：人）

想定される地震	死者	負傷者	合計
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	317	1385	1,702
首都直下地震M7 (立川市直下)	0	2	2
糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間	0	2	2
糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間	53	343	396
曾根丘陵断層帯	14	100	114
身延断層	5	47	52
富士川河口断層帯	44	316	360
【参考】首都直下地震 (M8 クラス相模トラフ)	1	3	4

※糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間、曾根丘陵断層帯、身延断層、塩沢断層帯の複数 Case で想定されているものは最も総合的に被害が大きい Case を採用しています。

※季節（夏季・冬季）、時間帯（早朝・昼・夕方）や風速（4m/s、8m/s）は最も総合的に被害が大きいケースを採用しています。

出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）によると、本町で想定される建物被害は下表のとおりです。

表1-3 想定される地震による建物被害想定（単位：棟）

想定される地震	全壊	半壊	合計
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	5,092	3,669	8,761
首都直下地震M7 (立川市直下)	11	45	56
糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間	2	14	16
糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間	829	1,441	2,270
曾根丘陵断層帯	234	543	777
身延断層	84	302	386
富士川河口断層帯	686	1,438	2,124
【参考】首都直下地震 (M8 クラス相模トラフ)	37	124	161

※糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間、曾根丘陵断層帯、身延断層、塩沢断層帯の複数 Case で想定されているものは最も総合的に被害が大きい Case を採用します。

※季節（夏季・冬季）、時間帯（早朝・昼・夕方）や風速（4m/s、8m/s）は最も総合的に被害が大きいケースを採用します。

出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）

2. 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等

令和6年度固定資産課税状況における家屋の集計（空家を除く）によると、本町の住宅総数は、4,905戸であり、旧耐震基準住宅（昭和56年5月31日以前）は、1,479戸で全体の30.2%を占めています。

表1-4 建築時期別住宅数（単位：戸）

住宅総数		
4,905	旧耐震基準住宅	新耐震基準住宅
	1,479 (30.2%)	3,426 (69.8%)

本町の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の99.6%を占めています。また、戸建て住宅の30.2%が旧耐震基準となっています。

一方、共同建て住宅においては、旧耐震基準の割合が10.0%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。

表1-5 建方別建築時期別住宅数（単位：戸）

住宅総数①			
4,905	戸建て②		
	4,885 (②/①:99.6%)	旧耐震基準住宅④	新耐震基準住宅⑤
		1,477 (⑤/②:30.2%)	3,408 (④/②:69.8%)
	共同建て③		
20 (③/①:0.4%)	旧耐震基準住宅⑥	新耐震基準住宅⑦	
	2 (⑥/③:10.0%)	18 (⑦/③:90.0%)	

住宅の構造別に見ると、木造住宅は4,487戸あり、全体の91.5%を占めています。
 また、旧耐震基準住宅でみると木造住宅が1,391戸あり、非木造住宅は88戸となっています。

表1-6 構造別建築時期別住宅数（単位：戸）

住宅総数①			
4,905	木造②		
	4,487 (②/①:91.5%)	旧耐震基準住宅④ 1,391 (④/②:31.0%)	新耐震基準住宅⑤ 3,096 (⑤/②:69.0%)
	非木造③		
	418 (③/①:8.5%)	旧耐震基準住宅⑥ 88 (⑥/③:21.1%)	新耐震基準住宅⑦ 330 (⑦/③:78.9%)

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準住宅に、旧耐震基準住宅のうち耐震診断により耐震性を有する住宅及び既に耐震改修を実施した住宅を加えると、耐震性のある住宅数は3,681戸になり、身延町内における住宅の耐震化率は、令和6年度末で75.0%と推計されます。

表1-7 住宅の耐震化の現状（単位：戸）

住宅総数①(②+⑤)					耐震性を有する住宅 ④+⑤	耐震化率 (④+⑤)/①
4,905	旧耐震基準住宅②			新耐震基準住宅 ⑤		
	1,479	耐震性なし ③	耐震性あり ④			
			1,224	255	3,426	3,681

(3) 特定建築物等の耐震化の現状

多数の者が利用する特定建築物等は、47棟あります。このうち旧耐震基準建築物の8棟の中で耐震診断により耐震性を有する建築物と耐震改修を実施した建築物に新耐震基準建築物の39棟に加えた、47棟すべてが耐震性を有すると考えられます。

従って、多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率は、令和6年度末で100%と推計されます。

表1-8 多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状（単位：棟）

特定建築物等①(②+⑤)					耐震性を有する建築物 ④+⑤	耐震化率 (④+⑤)/①
47	旧耐震基準建築物②			新耐震基準建築物 ⑤		
	8	耐震性なし ③	耐震性あり ④			
			0	8	39	47

また、多数の者が利用する特定建築物等を建築物の用途の特性に応じ、災害時の拠点となる建築物、不特定多数の者が利用する建築物、特定多数の者が利用する建築物の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。

表1-9 多数の者が利用する特定建築物等（用途別）の耐震化の現状（単位：棟）

区分	用途	建築物 総数 ①	旧耐震基準 建築物 ②	新耐震基準 建築物 ③	耐震性を 有する 建築物 ④	耐震化率 ④/①	
災害時の 拠点となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	19	5	14	19	100%	
	公共建築物	県	4	2	2	4	100%
		市町村	7	2	5	7	100%
	民間建築物	8	1	7	8	100%	
不特定多数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、銀行等	12	2	10	12	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	100%
		市町村	2	0	2	2	100%
	民間建築物	10	2	8	10	100%	
特定多数の者が利用 する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	16	1	15	16	100%	
	公共建築物	県	7	1	6	7	100%
		市町村	5	0	5	5	100%
	民間建築物	4	0	4	4	100%	
合計	特定建築物等	47	8	39	47	100%	
	公共建築物	県	11	3	8	11	100%
		市町村	14	2	12	14	100%
	民間建築物	22	3	19	22	100%	

特定建築物等について

法第14条第1号で規定する「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上（次ページの表中「特定既存耐震不適格建築物の要件」の欄に示す規模）のもの

■法における規制対象について

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所					
劇場、観覧場、映画館、演芸場					
集会場、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館					
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿					
事務所					
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）					
車両の駐車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

3. 耐震改修等の目標設定

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

国の基本方針において、住宅の耐震化率については、令和 17 年までに概ね解消することを目標としています。また、県においても「耐震改修促進計画」において国と同様に概ね解消することを目標としています。

本町では、国の基本方針及び、県の「耐震改修促進計画」を受けるとともに、現状の耐震化率と、これまでの進捗状況を考慮し、令和 17 年度末における住宅の耐震化率の目標を 85%とします。

表1-10 令和17年度末における住宅の耐震化率の目標（単位：戸）

令和6年度住宅総数①(②+⑤)					耐震性を有する住宅 ④+⑤	耐震化率 (④+⑤)/①
4,905	旧耐震基準住宅②		新耐震基準住宅⑤			
	1,479	耐震性なし ③	耐震性あり ④			④+⑤
		1,224	255	3,426	3,681	75.0%
令和 17 年度推計住宅総数①(②+⑤)					耐震性を有する住宅 ④+⑤	耐震化率 (④+⑤)/①
3,862	旧耐震基準住宅②		新耐震基準住宅⑤			
	736	耐震性なし ③	耐震性あり ④			④+⑤
		599	136	3,126	3,262	84.5%
令和 17 年度目標住宅総数①(②+⑤)					耐震性を有する住宅 ④+⑤	耐震化率 (④+⑤)/①
3,862	旧耐震基準住宅②		新耐震基準住宅⑤			
	736	耐震性なし ③	耐震性あり ④			④+⑤
		579	157	3,126	3,283	85.0%

4. 町有建築物の耐震化の現状

(1) 町有建築物の耐震化の現状

現在、町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は 14 棟あります。そのうち旧耐震基準建築物は 2 棟ですが、2 棟とも耐震性を有するものになります。これに新耐震基準建築物 12 棟を加えた 14 棟が耐震性を有しており、現状ですでに耐震化率は 100%となっております。

表1-11 町有建築物（多数の者が利用する特定建築物等）の耐震化の現状（単位：棟）

区分	建築物 総数 ①	旧耐震基準 建築物 ②	新耐震基準 建築物 ③	耐震性を 有する 建築物 ④	耐震化率 ④/①
災害時の拠点となる建築物	7	2	5	7	100%
不特定多数の者が利用する建築物	2	0	2	2	100%
特定多数の者が利用する建築物	5	0	5	5	100%
合計	14	2	12	14	100%

第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1. 耐震化に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と町は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者等、建築関係団体と、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施します。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める必要があります。

特に、法第14条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修等の実施に努めます。

(2) 建築関係団体の役割

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修等の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修等を希望する町民に対して、相談等に応じます。

(3) 本町の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ります。このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断及び耐震改修等を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

※詳細は住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる。

2. 耐震化の促進を図るための支援策

町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修等の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、本町が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

本町としては、引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

① 木造個人住宅居住安心支援事業

区分	耐震診断	耐震改修等		耐震シェルター
		設計+耐震改修	設計+建替え	
対象建築物	昭和 56 年5月以前に着工された木造建築			
補助内容	町が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費に助成	耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事に係る経費に助成	建替え工事に関する設計及び建替え工事に係る経費に助成	耐震シェルターを設置する工事に係る経費に助成
補助限度額	66,000 円	1,437,500 円		480,000 円
事業期間	令和 17 年度まで	令和 8 年度まで		令和 17 年度まで

※社会経済情勢の変化によって、内容が変更される場合があります。

(2) 建築物に関する支援策

特定既存耐震不適格建築物のうち、法第7条で規定する要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）について、本町は県と連携して耐震化への支援を実施していきます。

① 災害時避難路通行確保対策事業

区分	耐震設計	耐震改修
対象建築物	要安全確認計画記載建築物(法第7条)	
補助内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震設計の経費の一部を助成	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修の経費の一部を助成
事業期間	令和 12 年度まで	

※社会経済情勢の変化によって、内容が変更される場合があります。

3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断及び耐震改修等に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 町民への住宅耐震化の啓発

町民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断及び耐震改修等に関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁（建築住宅課及び各建設事務所）並びに（一社）山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震診断及び耐震改修等を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4. 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

全国各地で発生している地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、本町では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう情報提供しており、今後も引き続き、適切に情報提供します。

① ブロック塀等の転倒防止対策（ブロック塀等安全確保対策支援事業）

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、特に避難路等※に面したブロック塀等について、国が定める自主点検の実施を指導し、注意喚起をお願いするとともに、転倒する危険性のある箇所については、町の補助金交付制度等の活用等により改修工事がなされるよう引き続き情報提供します。

区分	耐震改修等(除却、改修、建替え)
補助内容	ブロック塀の除却又は耐震改修工事等について、経費の一部を補助
対象構造物	避難路等に面した倒壊の危険性のあるブロック塀等
事業主体	ブロック塀等所有者
補助限度額	20万円
事業期間	令和10年度まで

※避難路等

- ・学校安全計画に基づく通学路
- ・住宅、事務所等から避難所・避難地へ至る経路であって、次の各号それぞれに該当するもの
 - 一 道路法の道路で幅員1.8m以上あるもの
 - 二 避難所や避難地等まで、合理的（最短）に至ることができるもの
 - 三 複数の世帯（住民）が利用するもの※社会経済情勢の変化によって、内容が変更される場合があります。

②家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてホームページやパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5. 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

耐震診断の義務付け対象道路は災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「身延町地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等が位置づけられています。

この沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難路が妨げられることを防止するため「法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を下表のとおり指定します。

表2-1 法第6条第3項第1号の適用を受ける道路

区分	道路種別	路線名	区間	延長(km)
第一次緊急輸送道路	一般国道 (指定区間)	国道52号	西嶋トンネル～ 横根中(南部町境)	25.1
第二次緊急輸送道路	一般国道 (指定区間外)	国道300号	中ノ倉(富士河口湖町境)～ 下山(国道52号交差点)	26.9
	主要地方道	市川三郷身延線	三澤(市川三郷町境)～ 梅平(国道52号分岐) 国道300号重要区間6.6km を除く	14.2
		富士川身延線	身延橋～ 大島(南部町境)	6.7
		南アルプス公園線	下山(国道52号交差点)～ 小原島(早川町境)	7.1

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化を促進するために、町民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1. 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では、県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする町民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2. パンフレットの作成・配布や講習会の開催

本町では、耐震診断及び耐震改修等を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、本町では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

なお、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォームネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を町民に紹介します。

4. 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本町では各自治会と連携して地域ぐるみで意識啓発や耐震診断及び耐震改修等の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5. 県、市町村、建築関係団体による連携

県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、県、市町村、建築関係団体で構成する「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議※」を設立し、連携してこれに取り組み、もって県民の生命と財産を守り災害に強いまちづくりに資するために、「耐震対策に関する普及、啓発活動」、「耐震診断、耐震改修の促進」、「耐震に関する研修会、講習会等の開催」などの目的達成に必要な事項を実施しています。

※「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」

(一社) 山梨県建築士会 (一社) 山梨県建築士事務所協会

(一社) 山梨県建築設計協会 (一社) 山梨県建設業協会

山梨県建設組合連合会 (一社) 山梨県木造住宅協会

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、富士河口湖町、西桂町、道志村、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

6. 税制の周知・普及

国においては、耐震改修促進税制が創設され所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。その概要は、次のとおりです。今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

項目	内容
所得税	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅について、令和 7 年 12 月 31 日までに耐震改修工事含む一定の増改築等をした場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額(上限 250 万円)の 10%等を、下記(ア)、(イ)の合計額のとおり工事年分の所得税額から控除 (ア)耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額(上限:250 万円):0%を控除 (イ)下記①、②の合計額(上限:(ア)と合計で 1,000 万円):5%を所得税額から控除 ①(ア)の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち 250 万円を超える額 ②(ア)以外の一定の増改築等の費用に要した額((ア)と同額を限度)
固定資産税	昭和 57 年1月1日以前から所在する住宅のうち、令和 8 年3月 31 日までに耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から1年間、固定資産税の税額を1/2減額(工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2 年間、1/2 減額)

※税制改正等に変更されることがあります。

第4章 耐震改修を促進するための指導や命令等

1. 法による指導等の実施

本町は県と連携し、耐震診断及び耐震改修等を的確に実施することが必要と認められる建築物の所有者に対して、法に基づく指導、助言、指示、公表等を実施できるよう協力します。

第5章 その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

1. 町内での耐震化促進体制の整備

町内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修等に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。